

(別添様式1)

特定間伐等促進計画

高知県 東洋町
令和3年5月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、134,700ha(年平均13,470ha)の間伐等の実施を掲げている。

県の基本方針や本町の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で960ha(年平均96ha)の間伐を行うことを本町の特定間伐等促進計画の目標とする。また、主採後の確実な再造林を中心とした造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本町の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注1) 国土地理院1/25000地勢図相当又は、1/5000森林基本図の図面に図示する。

注2) 特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。

この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲について面的に区域を設定する。

3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				間伐を実施する森林の現況					間伐の内容			対図番号 又は 林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村	字(大字)又は林班	地番又は小班	面積	樹種又は林相	林齢	立木材積	適用	間伐の方法	間伐立木材積	間伐率(材積率)			
清水産業株式会社	R6	高知県	東洋町	41	1	3.30	スギ	52	4,882	森林保全	定性	733	30%	41 - 1		搬出
清水産業株式会社	R6	高知県	東洋町	41	1	5.41	ヒノキ	48	8,205	森林保全	定性	1,231	30%	41 - 1		搬出
清水産業株式会社	R6	高知県	東洋町	41	1	2.58	ヒノキ	52	3,765	森林保全	定性	565	30%	41 - 1		搬出
清水産業株式会社	R6	高知県	東洋町	41	2	0.40	スギ	34	894	森林保全	定性	135	30%	41 - 2		搬出
清水産業株式会社	R6	高知県	東洋町	41	2	0.56	スギ	36	1,186	森林保全	定性	178	30%	41 - 2		搬出
清水産業株式会社	R6	高知県	東洋町	41	2	3.58	ヒノキ	34	7,433	森林保全	定性	1,115	30%	41 - 2		搬出
清水産業株式会社	R6	高知県	東洋町	41	2	4.57	ヒノキ	36	9,267	森林保全	定性	1,391	30%	41 - 2		搬出
清水産業株式会社	R7	高知県	東洋町	41	2	0.23	スギ	35	390	森林保全	定性	59	30%	41 - 2		搬出
清水産業株式会社	R7	高知県	東洋町	41	2	7.40	ヒノキ	35	18,131	森林保全	定性	2,720	30%	41 - 2		搬出
清水産業株式会社	R7	高知県	東洋町	41	2	7.87	ヒノキ	36	19,273	森林保全	定性	2,891	30%	41 - 2		搬出
清水産業株式会社	R7	高知県	東洋町	41	2	2.00	ヒノキ	52	2,965	森林保全	定性	445	30%	41 - 2		搬出
清水産業株式会社	R8	高知県	東洋町	41	2	0.06	スギ	34	290	森林保全	定性	44	30%	41 - 2		搬出
清水産業株式会社	R8	高知県	東洋町	41	2	1.21	ヒノキ	34	3,172	森林保全	定性	476	30%	41 - 2		搬出
清水産業株式会社	R8	高知県	東洋町	41	3	0.41	スギ	34	1,150	森林保全	定性	173	30%	41 - 3		搬出
清水産業株式会社	R8	高知県	東洋町	41	3	4.19	ヒノキ	34	10,132	森林保全	定性	1,520	30%	41 - 3		搬出
清水産業株式会社	R8	高知県	東洋町	41	3	1.50	ヒノキ	53	2,365	森林保全	定性	355	30%	41 - 3		搬出
清水産業株式会社	R8	高知県	東洋町	41	2	2.10	ヒノキ	53	3,277	森林保全	定性	492	30%	41 - 2		搬出
清水産業株式会社	R9	高知県	東洋町	41	3	0.30	スギ	34	880	森林保全	定性	132	30%	41 - 3		搬出

3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				間伐を実施する森林の現況					間伐の内容			対図番号 又は 林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村	字(大字)又は林班	地番又は小班	面積	樹種又は林相	林齢	立木材積	適用	間伐の方法	間伐立木材積	間伐率(材積率)			
清水産業株式会社	R9	高知県	東洋町	41	3	2.00	スギ	52	3,013	森林保全	定性	452	30%	41 - 3		搬出
清水産業株式会社	R9	高知県	東洋町	41	3	2.20	ヒノキ	34	5,392	森林保全	定性	809	30%	41 - 3		搬出
清水産業株式会社	R9	高知県	東洋町	41	3	7.50	ヒノキ	52	11,485	森林保全	定性	1,723	30%	41 - 3		搬出
清水産業株式会社	R10	高知県	東洋町	41	4	0.30	スギ	49	583	森林保全	定性	88	30%	41 - 4		搬出
清水産業株式会社	R10	高知県	東洋町	41	4	0.10	スギ	89	142	森林保全	定性	22	30%	41 - 4		搬出
清水産業株式会社	R10	高知県	東洋町	41	4	14.17	ヒノキ	49	21,825	森林保全	定性	3,274	30%	41 - 4		搬出
清水産業株式会社	R10	高知県	東洋町	41	4	4.27	ヒノキ	54	6,566	森林保全	定性	985	30%	41 - 4		搬出
合計						78.21			146,663			22,008				

※ 枚数が多くなる場合は、別紙としても可。以下の(2)～(6)も同じ。

※ 間伐と一体的に実施する他の作業種については、備考欄に記載する。

(2) 造林

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				造林の内容								対図番号 又は 林小班	交付金希望	備考
		都道府県	市町村	字 (大字) 又は 林班	地番 又は 小班	造林面積	うち人工造林			うち天然更新						
							うち植栽面積	植栽時期	植栽樹種	植栽本数	天然更新面積	天然更新時期	天然更新樹種			
芸東森林組合	R4～R8	高知県	東洋町	33	5	1.00	1.00	R3	ヒノキ	3,000				33-5		環境保全(下刈り1ha R4～R8)

※ 人工播種による人工造林の場合は、人工播種による面積、時期、樹種、本数を備考欄に記載する。

※ 天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は、補助作業の内容を備考欄に記載する。

※ 造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。また、既に植栽済みの箇所において下刈りを実施する場合は、事業実施年度、所在場所、造林の内容(植栽時期を除く。)及び対図番号又は林小班名の欄に当該植栽に係る当該事項を括弧書きで記載する。

(3) その他間伐及び造林に関する事項

事業実施主体	事業実施年度	所在場所		内容	交付金希望	備考
		都道府県	市町村(郡)			
該当なし						

※ 普及活動等ソフト的取組に関する事項を記載。

(4) 作業路網

事業実施主体	事業実施年度	路網起点				路網終点				路線名	路網整備の内容				対図番号 又は 林小班	交付金希望	備考
		都道府県	市町村	字(大字)又は林班	地番又は小班	都道府県	市町村	字(大字)又は林班	地番又は小班		開設延長	幅員					
清水産業株式会社	R6	高知県	東洋町	41	2	高知県	東洋町	41	4	ヒノキダイヤF線①	1,000	2.8			41-2		環境保全
清水産業株式会社	R7	高知県	東洋町	41	4	高知県	東洋町	41	1	ヒノキダイヤF線②	1,000	2.8			41-1		環境保全

(5) その他施設

事業 実施 主体	事業 実施 年度	所在場所				施設 名	数 量	対 図 番 号 又 は 林 小 班	交 付 金 希 望	備 考
		都 道 府 県	市 町 村 (郡)	字 (大 字) 又 は 林 班	地 番 又 は 小 班					
該当なし										

※ 土場、植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置等を記載する。

(6) 事業実施箇所

(国土地理院1/25000 地勢図相当の図面に図示 (1/5000森林基本図の使用も可))

- ・ 特定間伐等推進計画の区域を図示した事業実施箇所を図示
- ・ 対図番号又は班小班名を表示

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1)森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、森林経営計画の促進を図るとともに、未整備森林について間伐等を実施し、森林整備を推進する。

(2)施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

森林施業における合意形成等の活動の推進に関して関係機関との連携を図り、情報共有を進めながら森林所有者の合意形成を促進する。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1)路網の整備の推進に関すること。

森林施業を効率的に推進するため、施業実施区域に応じた林内路網整備を効率的に進める。

(2)高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

効率的な素材生産を行うため、路網整備と高性能林業機械の導入を推進し、効率的な作業システムの整備に努める。

(3)コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

該当なし。

6 間伐材の利用の推進

(1)間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

事業地の集約化を進め、計画的な木材生産を推進するとともに、関係者間の合意形成を図り、素材生産の拡大を図る。

(2)長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

木材需要に対応した原木の安定供給を図るため、集約化等を推進し、効率的な作業システムの整備を推進する。

7 人材の育成・確保等

(1)間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業者の育成確保に関すること。

林業就業希望者に対して研修等を紹介し技術習得の機会を提供するとともに、資質向上や新たな技能習得を目的とした、技術研修会や講習会への積極的な参加を推進する。

(2)林業事業者に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

補助事業等を積極的に活用し、機械化の促進と施業者の技術力向上に努める。